

意外知らない米国裁判

第3回

ディスカバリー手続き

ディスカバリー（開示）手続きは、米国における裁判の過程において、最も重要な手続きである。この手続きを通じて、訴訟当事者、つまり原告と被告のそれぞれが、相手方から自分に有利な判決を得るべく、裁判の争点にかかる証拠を集めることになる。

ディスカバリーには、書面とインタビュー形式の2通りがある。

デイスカバリー（開示）手続き以外は何も分かつていなければ、しかしそれだけでは、B社の損害賠償責任を追及するには不十分である。「B社のコンピューターに欠陥は無かった。A氏はそのコンピューターを高熱を発するほかの電子機器の上で使っており、それ

を知りながら、欠陥のあるコンピューターを売った」と訴えた。A氏は、B社のコンピューターから発火したという

「質問3..製品テストが行われたのはいつ、どこで、だれだったのか」などの質問を列挙するのである。これに対して被告であるB社は、書面で回答しなければならない。もちろん真実と異なる回答をすれば偽証罪に問われるため、嘘

く。例えば質問書に、「質問1..開発に携わった社員はだれか」「質問2..パッテリーメーカーはどここの会社か」などと契約書「B社がコンピューターの発火の危険を認識した時期に、社内でやり取りされたeメールのコピー」などの提出を要求があるのである。

もちろんB社は、もしこれらの文書が存在するのであれば、A氏側に提出しなければいけない。

よく「製品テストの結果レポートを出せば、当社が発火の危険について認識していたことが明らかになってしまします。これらのレポートは無かつたものとして、『製品テストレポートは存在しません』と返事をしたいのですが、可

能ですか」と問う企業がある。残念ながら答えは「ノー」だ。要求された文書が存在するにもかかわらず「そのような文書は存在しない」と返事をすれば、偽証罪となる。そのような状況に陥らないためにも、社内文書はもちろん、社内外のeメールさえも、万が一裁判が起きた場合に備えて、相手方や裁判官、陪審員に見られて困るようなものは、日ごろから作らない方が良い。

ただし弁護士とクライアント間におけるやり取りだけは、例外となる。



大橋 弘昌氏

大橋&ホーン法律事務所
パートナー

慶應義塾大学法学部法律学科卒業。サザンメソジスト大学ロースクール卒業。テキサス州ダラスのヘインズアンドブーン法律事務所勤務を経て、2002年に6人の米国人弁護士と共に法律事務所を設立する。

電話: 646-257-3680

URL: www.ohashiandhorn.com

をついてはいけない。

1 質問書 (Interrogatories)
書面によるディスカバリーを、質問書（インテロガトリー）と云う。例えばB社のラップトップ・コンピューターが発火し事になって、A氏がやけどを負つたとしよう。そしてA氏はB社を、「発火する可能性を書いて明らかにしてい

が原因で発火した」などとも言われ兼ねない。B社に責任を負わせるには、B社が、「どのようなテストをしていたのか」「コンピューターの安全性についてどのようにパソコン部品メーカーを使っていたのか」「コンピューターの安全についてどのように認識したのか」といったことを知る必要がある。

このような事実関係を、質問書を通じて明らかにしてい

2 文書提出要求 (Document Production Request)
文書提出要求（Document Production Request）も、インテロガトリーの一つである。これにより、訴訟の相手方に對して証拠文書の提出を要求する。

3 弁護士・クライアント間の秘匿特権 (Attorney-Client Privilege)
は、日本語で、「弁護士・クライアント間の秘匿特権」と訳される。これは、クライアントと弁護士との間でやり取りされた文書は開示要求の対象外、ということである。

例えばラップトップ・コンピューターの発売以前に、B社の社員X氏が上司のY氏に對して、「コンピューターが発火する可能性があることを知つていたにもかかわらず出荷し、後に火災事故が起きた場合には、より重い損害賠償責

任を負うことになりますか」、といった内容のeメールを送つていたとする。このような文書は、B社は実のところコンピューターが発火する可能 性を知つていた、という事実を示す重要な証拠となり得る。

もしA氏がB社への文書提出要求において、このeメールを提出するよう要求した場合に、B社はそれを拒むことはできない。

しかしこのeメールが、B社の社員X氏から、弁護士宛てに送られていたとしよう。つまりB社の社員X氏が、「火灾のリスクを認識したまま出荷し、後日、実際に火災が発生した場合には、より重い損害賠償責任を負わなくてはいけなくなりますか」と、弁護士にeメールで相談している。

出要求があつたとしても、このeメールは、「Attorney-Client Privilege」文書として開示を免れ得るのでだ。

従つて日ひるから、特に法律問題については、弁護士を巻き込んでやり取りをしておくべきである。我田引水ではないが、開示によつて致命的なダメージをもたらすような内容でも、弁護士を巻き込んでおきさえすれば、それを秘匿のままにできるのである。

余談であるが、この法律は、考えてみるとおかしなルールである。法律上では、夫婦や親友間でのやり取りも、すべてディスカバリーの対象となる。場合によつては、おちおち本音で話もできないわけだ。しかし弁護士とのやり取りだけは例外となる。弁護士とは腹を割つて話をしても、開示の対象になることは無い。このような法律の存在もまた、米国が「弁護士社会」と呼ばれるゆえんなのである。